

不法無線局による障害事例

不法無線局とは、電波の利用に必要な無線局の免許がないのに開設（電波の発射が可能な状態）又は運用した無線局をいいます。

この不法無線局から出される電波である不法電波は、免許を受けて使用している無線局の通信を妨害し、さらに改造された不法無線局からの不法電波は、携帯電話やテレビ・ラジオ、さらに消防・救急、警察、海上保安庁や鉄道、航空機などの人命に関わる重要無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

○ 不法アマチュア無線

不法アマチュア無線には、免許を取得しないで運用するもの、アマチュア無線用周波数以外の電波が発射できるように改造した無線機を使用するものがあります。

不法に改造された無線機で、アマチュア無線用として割り当てられている周波数以外の150MHz帯や400MHz帯の電波を発射すると、これらの周波数帯の電波を使用している消防・救急・鉄道などの公共性の高い無線局に重大な影響を与える場合があります。

○ 不法市民ラジオ

不法市民ラジオが使用する周波数帯（26.1MHz～28MHzの周波数）は、船舶の緊急通信にも使用されているため、これに妨害があった場合には遭難救助に関する通信などが困難となり、人命に関わる重大な影響が出るおそれがあります。

また、不法無線機の出力が大きい場合は、テレビ・ラジオの受信に障害を与え、画面にブロック状のノイズが現れ音声が乱れるなど視聴が困難となるほか、電話回線への音声や雑音の混入や電子機器（OA機器、家電製品等）の誤動作誘発など、日常生活に大きな影響を与えるおそれがあります。

○ 不法パーソナル無線

不法パーソナル無線が使用する周波数帯（900MHz帯）は、携帯電話などに使用されているため、これに妨害があった場合には一度に多くの利用者が通信不能になるなど、社会的に大きな影響が出るおそれがあります。

